

刑事再審手続に関する法制審答申に反対し、議員立法による再審法改正の実現を求める会長声明

法制審議会は、本日(本年2月12日)開催の同審議会総会において、再審法改正部会が去る2月2日に反対3を含む多数決で取りまとめた「刑事再審手続に関する要綱(骨子)」(以下「要綱(骨子)」という。)を採択し、法務大臣に答申した。しかし、本日の法制審議会における採択は、反対4、棄権1を含むものであって、法制審議会としては異例のものであった。このことは、要綱(骨子)の内容が、えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするという再審法改正の目的に沿ったものではなく、かえって今まで以上に救済を困難にしかねない内容を含んでいることを示している。その主な問題点は以下のとおりである。

第1に、要綱(骨子)は、「再審の請求についての調査手続」を新たに設け、「審判開始決定」がなされない限り、事実の取調べや証拠の提出命令を行うことができず、直ちに再審請求が棄却されることになる。この規定により、再審請求人が無罪につながる証拠の開示を受けられないまま、書面審査のみで再審請求が速やかに棄却されるおそれがある。また、財田川事件は獄中から裁判所に手紙が送られたものであったが、この規定では救済されないことになる。

第2に、要綱(骨子)は、証拠開示について、裁判所に証拠を提出する方法によるものとし、その対象を、「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」について、関連性、必要性、弊害の程度等を考慮し、相当と認めるものに限定している。この規定では、関連性、必要性、相当性を弁護人が具体的に主張、疎明しない限り、証拠開示が認められないおそれがある。また、裁判所が証拠の提出を命じない限り、再審請求人と弁護人は直接証拠にアクセスできないことになる。えん罪被害者を救済するためには、およそ再審請求理由と関連性がないものを除き、証拠は原則として開示されなければならない。

第3に、要綱(骨子)は、開示証拠の目的外使用禁止について定めている。開示された証拠を適正に保管しなければならないことは言うまでもない。しかし、新証拠の獲得のために開示証拠を支援者に交付すること等も目的外使用にあたる懸念があり、委縮効果は非常に大きいものがある。

第4に、要綱(骨子)は、再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止(廃止)していない。再審開始決定に対する検察官の不服申立により、えん罪被害者の救済が著しく阻害されていることは、近年の袴田事件、福井事件の例からも明らかである。

福井事件では、検察官は証拠を隠したまま不服申立を行っているものであり、「公益の代表者」としてあるまじき対応である。ドイツでは1964年から再審開始決定に対する不服申立を禁止しており、理論上も実際上も問題は生じていない。検察官は、再審開始決定が誤りであると考えるのであれば、再審公判で有罪の主張をすればいいのである。

第5に、要綱(骨子)は、期日指定に関する規定を設けていない。再審請求手続において、期日指定の規定がないことが審理の停滞による手続の長期化を招く原因となっている。迅速、円滑な審理のために、期日指定の規定を設ける必要性が高いことは明らかである。また、証人尋問、鑑定や検証、意見陳述等の重要な手続は、公開の法廷で行うべきである。

第6に、要綱(骨子)は、再審開始決定に関与した裁判官を再審公判から除斥するとしている。再審請求審と再審公判は一連の手続であり、同一の裁判官が担当することは当然のことである。日本と同様の構造を採用しているドイツや台湾でも、そのように運用されている。日本でも、同一の裁判官が担当することに問題があるという指摘はこれまで全くなされていなかった。検察官は、再審開始決定に対して何度も不服申立を行い、再審公判でも一から有罪立証が可能ということになりかねない。

再審法改正に関しては、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(以下「議連法案」という。)を取りまとめている。議連法案は、再審制度によってえん罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から策定されたものであって、えん罪被害者の迅速かつ容易な救済を指向するものである。また、その内容を見ても、再審請求手続における検察官保管証拠等(送致書類等目録を含む。)の開示を幅広く認めるとともに、再審開始決定に対する検察官の不服申立を全面的に禁止(廃止)している点などは、法制審が答申した要綱(骨子)よりも優れており、高く評価できるものである。

よって、当会は、上記のような問題点を含む本日の法制審答申に反対するとともに、再審法改正の中核をなす部分については、議員立法により議連法案のとおり速やかに成立させることを求める。

2026(令和8)年2月12日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

菊池事件再審請求棄却決定に強く抗議する会長声明

2026年1月28日、熊本地方裁判所は、いわゆる「菊池事件」について、再審請求を棄却する決定(以下「本決定」という。)をした。

菊池事件とは、1952年7月に熊本県で発生した殺人事件について、無実を訴える被告人に対し、死刑判決が言い渡され(その後最高裁判所で確定。以下「確定判決」という。また、確定判決にいたる裁判手続を「確定審」という。)、確定後も被告人が再審を求める中で1962年9月に死刑が執行された事件である。ハンセン病とされていた被告人の刑事裁判は、ハンセン病に対する差別と偏見から、菊池恵楓園及び菊池医療刑務所内のハンセン病隔離法廷(特別法廷)で行われた。ハンセン病に対する差別と偏見は根強く、被告人の遺族が、被告人の遺志を受け継ぎ再審請求を行うことができたのも死刑執行から60年近く経った2021年4月のことであった。その再審請求に対してなされたのが本決定である。

本件再審請求に先立つ菊池事件国賠事件の熊本地方裁判所判決(以下「菊池国賠判決」という。)は、特別法廷で行われた確定審は憲法第14条第1項の平等原則に違反し、ハンセン病

に対する偏見・差別に基づき本件被告人の人格権を侵害したもとのとして憲法第13条にも違反し、さらに裁判公開原則を定めた憲法第37条第1項及び第82条第1項に違反する疑いがあるとした(その後確定)。

ところが、本決定は、上記菊池国賠判決と同様に、確定審の特別法廷を開廷場所に指定した手続は憲法第13条及び第14条第1項に違反し、その審理は裁判の公開原則を定めた憲法第37条第1項及び第82条第1項に違反する疑いがあるとする一方で、憲法に適合した公開法廷で審理したとしても「確定判決の証拠関係等に変動はないから、これらの憲法違反が確定判決の事実認定に係る重大な事実誤認を来すものとは認められない」として、憲法違反を理由とする再審開始を認めなかった。

もとより、公平中立でない裁判は、裁判とはいえない。偏見と差別に満ちた裁判は裁判の名に値しない。憲法第31条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と定めている。憲法違反の裁判の名に値しない手続で生命を奪うことが、憲法第31条に違反する不正義であることは明らかであって、その不

正義を匡すには裁判のやり直し、すなわち再審を開始すること以外にない。重大な憲法違反の手續で死刑判決、しかし再審は認められない、生命は奪われる、このような不正義を許さないのが我が国の司法である。菊池事件は、この一事のみにおいても、非常救済手段としての再審請求が認められるべきものである(最高裁判所大法廷昭和47年12月20日判決参照)。

しかも、本決定は、弁護人が提出した新証拠(法医学鑑定書・供述心理学鑑定書)について証拠価値を否定したが、確定審の手續保障が欠けたのはハンセン病に対する差別や偏見が理由であるとしたのだから、確定判決の事実認定にも差別や偏見に基づく事実誤認があったのではないかという視点を持ち、真摯に新証拠に向き合うべきであったのにこれも怠っている。

弁護団は本決定を不服とし、去る2月2日、福岡高等裁判所に即時抗告をした。その即時抗告審が同月10日に同高等裁判所で異例の早さで始まった。同日の進行協議において同高等裁判所は「スピード感をもって進めたい」と説明したという。

当会は、1日も早く菊池事件の再審が開始され、被告人の無実が明らかになることを願うとともに、死刑制度の廃止及び手續の憲法違反を再審事由として規定することを含めた再審法の改正等えん罪を防止・救済するための制度改革の実現を目指して努力していくことを固く決意する。

2026(令和8)年2月17日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

「日野町事件」検察官による特別抗告を棄却した最高裁決定についての会長声明

本年2月24日、最高裁判所第二小法廷(裁判長裁判官 岡村和美、裁判官 尾島明、裁判官 高須順一)は、いわゆる「日野町事件」の第2次再審請求の特別抗告審につき、再審開始を決定した原々決定(大津地裁)に対する検察官の即時抗告を棄却した原決定(大阪高裁)に対する検察官の特別抗告を棄却し、再審開始を維持し、確定する決定をした(以下「本決定」という)。

本件は、1984年12月、滋賀県蒲生郡日野町で発生した強盗殺人事件である。被害者が営む立ち飲み酒店の常連客であった故阪原弘氏(以下「阪原氏」という)が犯人として逮捕、起訴されたが、阪原氏は公判では一貫して無実を訴えてきた。

第一審判決(大津地裁)は、自白の信用性はないとしながらも情況証拠から有罪を認定し、無期懲役の判決を言い渡した。他方、控訴審判決(大阪高裁)は、情況証拠から有罪認定はできないとしながらも自白の基本的根幹部分は信用できるとして、控訴を棄却した。最高裁は、第一審と控訴審で有罪認定の根拠が異なる中で、2000年9月に上告を棄却し、無期懲役の有罪判決が確定した。

阪原氏は、2001年11月に第1次再審請求を申し立てたが、服役中に病に倒れ、2011年3月に帰らぬ人となり(享年75歳)、阪原氏の遺志を引き継いだご遺族が2012年3月、第2次再審請求を申し立てた。

本件は、阪原氏と犯人を結び付ける直接的証拠も十分な情況証拠も存在せず、任意性と信用性に疑問のある自白調書しかないという脆弱な証拠構造であったが、阪原氏が金庫発見場所・遺体発見場所を知っており、誰にも教えられことなく案内できたという捜査結果が有罪認定の大きな根拠となっていた。

第2次再審請求において、捜査時に撮影された写真のネガが開示され、金庫発見場所への引当て捜査報告書に「往路」として貼付されていた写真の中に「復路」の写真が混在していたことが明らかとなった。また、遺体発見場所への引当て捜査で、阪原氏に「リハーサル」をさせて現場再現を行わせていたことも判明した。

これらにより、金庫発見場所・遺体発見場所の引当て捜査結果の信用性が大きく揺らぎ、2018年7月、再審請求審(大津地裁)は再審開始を決定し、2023年2月、即時抗告審(大阪高裁)は検察官の即時抗告を棄却した。

本決定は、「記録によれば、所論引用の証拠の新規性及び明白性を認めて、本件再審請求を認容すべきものとした原々決定の結論を正当とした原判断に誤りがあるとは認められない」と明確に判示し、検察官の特別抗告を棄却して、原々決定の再審開始決定を維持し、確定させたものである。

当会は、再審開始決定を維持、確定させた本決定を心から喜び、長年にわたりえん罪と闘ってこられた阪原氏と同氏の遺志を引き継いだご遺族、再審弁護団の活動に対して、あらためて深甚なる敬意を表するものである。

また、裁判所に対して、直ちに再審公判を開き、必要最小限の審理を行って無罪を宣告することを要望し、検察官に対しては、本決定を真摯に受け止め、無罪を言い渡すべき再審公判の審理に協力することを強く求め、雪冤を果たすことなく世界した阪原氏の名誉回復が早期に行われることを期待する。

本件により、あらためて再審法(刑訴法第4編「再審」)の不備が浮き彫りになった。第2次再審請求で開示された証拠が再審開始決定に向けて非常に大きな力となったものであるが、本来は通常審、遅くとも第1次再審請求で開示されるべきものであった。このような事態は、証拠開示に関するルールが存在しなかったことから発生したものである。

また、再審開始決定に対する検察官の2度にわたる不服申立により、再審開始決定の確定までに約7年7ヶ月もの年月が経過している。検察官の不服申立がなければ、阪原氏の雪冤と名誉回復はもっと早期に果たされていた。このような事態を避けるために、再審開始決定に対する検察官の不服申立は禁止されなければならない。

袴田事件(2024年10月に再審無罪が確定)、福井事件(2025年8月に再審無罪が確定)に続き、本決定は、再審法はどのように改正される必要があるのかを明らかにするものである。当会は日弁連とともに、再審請求事件における幅広い証拠開示、再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止をはじめとした、えん罪被害者をすみやかに救済するための再審法改正の実現を目指して、全力を尽くす決意である。

2026(令和8)年2月26日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

「飯塚事件」第2次再審請求即時抗告棄却決定に対する会長声明

福岡高等裁判所第1刑事部(溝田禎久裁判長)は、2026年2月16日、いわゆる飯塚事件の第2次再審請求の即時抗告審について、再審請求を棄却した福岡地裁第4刑事部の原決定(鈴木晋一裁判長)を是認し、即時抗告を棄却する決定をした(以下、「本決定」という)。

飯塚事件は、1992年2月20日に、福岡県飯塚市で通学途上の小学1年生の女児2名が行方不明となり、翌21日に同県甘木市内の山中で遺体が発見された事件である。事件発生から約2年7か月後に逮捕された久間三千年氏(以下「久間氏」という)は、当初から一貫して無実を主張していたが、死体遺棄、

略取誘拐、殺人で起訴され、福岡地裁は1999年9月29日に久間氏に対して死刑判決を言い渡し、控訴、上告も棄却されて2006年10月8日に死刑判決が確定した。

飯塚事件においては、久間氏と事件を結びつける直接証拠は全くなく、①被害女兒の遺体から検出されたDNA型と久間氏のDNA型が一致したとするDNA鑑定、②誘拐現場とされる通学路上で被害女兒を見たとする目撃供述、③事件当日に久間氏の所有車両と特徴が一致する車両を見たとする目撃供述等の状況証拠によって有罪認定がされている。

しかし、飯塚事件のDNA鑑定（MCT118型鑑定）は、再審無罪が確定した足利事件と同じ手法のものであり、後に足利事件においてはMCT118型鑑定が冤罪を生んだ最大の原因の1つとされている。飯塚事件でも、もともとMCT118型鑑定の信用性に疑問が呈せられていた上に、第1次再審請求において、DNA鑑定には写真の改ざん等の極めて重大な問題点があったことが明らかとなり、裁判所もMCT118型鑑定の証明力は減殺されると認めたとしたが、再審開始は認めなかった。

第2次再審請求では、上記②の目撃者は、捜査機関の強引な誘導で供述調書が作成され、被害女兒を見たのは事件当日ではない旨新たに証言した。また、別の目撃者は、事件当日に後部座席に2人の女兒を乗せた犯行使用車両と思われる車を目撃したが、久間氏の所有車両とは特徴が異なり、運転していた人物も久間氏ではなかった旨新たに証言した。しかし、福岡地裁は「警察官がこのような捏造を行うというのは考え難い」等として、上記目撃者の新証言の信用性をいずれも全面的に否定し、再審請求を棄却した。

即時抗告審において裁判所は、証拠開示の範囲を限定し、か

つ、裁判所のみが確認するインカメラ手続を行うに止め、証拠開示命令や提出命令の発出等弁護人に対する開示の措置を講ずることのないまま、本決定により即時抗告を棄却した。本決定は弁護人が提出した新証拠の証拠価値を否定しているが、それについての審理を尽くしたとは到底言えず、また、新旧全証拠の総合評価を行っていないという点で白鳥・財田川決定にも違反する。このような本決定は「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に反し、裁判所は無辜の救済や真実究明を放棄したという他ない。

また、原審において、警察からの送致文書リストの開示を書面で裁判所から勧告されたにも関わらず、その開示を拒否した検察官の対応は、えん罪被害者の救済をさらに困難にするものであり、「公益の代表者」（検察庁法第4条）とはかけ離れている。

MCT118型鑑定が冤罪を生むおそれを孕んだものであることが広く報道されていた2008年10月28日に、再審を望む久間氏に対して死刑が執行された。飯塚事件は再審制度に対してだけでなく、我が国の死刑制度に極めて重大な問題点を提起するものである。

本年2月24日、弁護人は本決定に対する特別抗告を行ったとのことである。当会は、飯塚事件の再審請求について引き続き注視していくとともに、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正、死刑制度の廃止並びに死刑執行の停止に向けて、努力していく所存である。

2026(令和8)年3月6日
東京弁護士会会長 鈴木 善和